

## 山口県指定有害動植物等総合防除計画について

## 1 趣旨

農業生産の安定と生産性の向上を図り、環境保全に配慮した安全な農産物の生産を行うため、改正植物防疫法（令和5年4月施行）第22条の3第1項の規定に基づき、指定有害動植物<sup>※1</sup>等の「総合防除<sup>※2</sup>」を推進する県計画を策定する。

※1 植物防疫法第22条において、農林水産大臣が指定する有害動植物（病害虫）

※2 病害虫が発生しにくい生産環境をつくり、発生状況や予測に応じて防除の要否を判断するなど、化学農薬の使用量を必要最低限に抑える方法

## 2 計画期間

5年間（令和6年度から令和10年度）

## 3 計画の概要

## (1) 総合防除の実施に関する基本的な事項（考え方）

- 予防、判断、防除の各段階において、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施
- 農業の自然循環機能を活かし、資源の循環利用、化学肥料や化学農薬の低減等による環境負荷低減事業活動を推進

## (2) 総合防除の内容

- 対象作物  
普通作物（いね、むぎ、だいず）、野菜（共通、キャベツ、トマト、たまねぎ、いちご）、果樹（共通、かんきつ類、なし）、花き（りんどう、ゆり）
- 対象病害虫：合計44種（指定有害動植物42種、指定外2種）
- 作物および病害虫の種類ごとに総合防除技術を提示

## (3) 防除に係る指導推進体制

- 対象病害虫の防除を的確かつ効率的に実施するため、関係機関・団体が連携し、情報の収集、農業者への情報提供及び防除指導を徹底

## (4) 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制

- 農林水産大臣の指示に基づき、関係機関が連携し、迅速かつ的確な防除を推進

## (5) 農薬適正使用の推進

- 農業者が効果的かつ効率的に農薬を使用し、安全な農作物の生産・出荷を実現することのみならず、農薬が人や環境等へ悪影響を及ぼすことがないよう農薬の安全かつ適正な使用を推進

## 4 策定期期

令和6年3月